

2月1日現在の人口●男1,711人●女1,758人●計3,469人(前月比-1)●転入15●転出11●出生1●死亡7●世帯数1,066(前月比2)

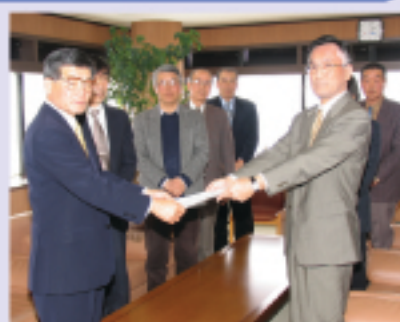
特別職等の報酬・定数等諮問委員会

村4役・議員の報酬等を減額する内容を答申

昨年10月に高橋村長より諮問を受けた特別職等の報酬・定数等諮問委員会(切刀俊洋(くぬぎとしひろ)委員長(福島大学行政政策学類教授)ほか7人)は2月4日、これまで審議を重ねてきた内容をまとめ上げ、高橋村長に答申しました。

答申では、自立を達成するため行財政改革に取り組む当村においては、村政運営を担う村長や村議会議員が改革断行の先頭に立ち、自ら改革の痛みを村民と分かち合うべきとして、村長、助役、収入役および教育長(村4役)の給料減額と議員報酬の減額および定数削減の見直しを要望しています。

村では、この答申をもとに村4役の給与を見直し、3月の村議会定例会に給与に関する条例の改正案を提出する予定です。



▲高橋村長に答申する切刀委員長

答 申

1 村長等の給料月額について

平成17年度の給料額は村長703,000円を597,550円(15%減額)に、助役563,000円を534,850円(5%減額)に、収入役・教育長528,000円を501,600円(5%減額)とする。

平成18年度以降は、常設の特別職等報酬審議会に村長等の給料額を諮問する。

同審議会は、次年度の地方財政計画等を検討し、必要があれば、単年度毎の措置として給料額の減額あるいは回復を答申する。この措置を平成20年度まで継続する。

2 村議会議員の報酬月額と定数について

上記の村長給料額に準じて、平成17年度の議員報酬額を減額すること。

また、平成19年度の改選までに議員定数の削減を検討すること。

答申の判断理由(要旨)

地方の厳しい財政事情の中で、自立の道を選択した当村においては、村民が一体となって行財政改革を推進していくことが必要であり、村長および村議会議員が改革断行の先頭に立ち、改革の痛みを村民と分かち合っていくことが大切である。

報酬等の月額については、今後の国および地方の財政状況や当村の行財政改革の実績を踏まえて、弾力的に決定していくべきものと考え、平成17年度について答申し、18年度から20年度はその検討の方法を提案した。

1 村長、助役、収入役、教育長について

既に削減を行ってきた村4役の給料については、平成17年度からさらに削減を実施し、自ら改革の範を示し、経費を節約した効率的でめりはりのある行財政運営にリーダーシップを発揮していくことを期待する。

ただし、助役・収入役・教育長の給料をこれ以上減額すると、年間所得額において一般職員の一部より下回ることや、ますます多様化する行政需要に対応する職員の重要さなどにかんがみ、村長および議員と同様の処遇をすることは適当でないと考えた。

2 村議会議員について

村議会議員は議会活動の活性化を一層図るとともに、報酬については削減を行い、議員定数については、自立の道を選択した自治体の住民代表にふさわしい定数への見直しを要望する。

村職員・特別職の給与のあらまし

村職員の給与は人事院勧告や県の人事委員会勧告を基に、特別職の給与・報酬額は特別職報酬審議会等の審議に基づき、村議会での審議を経て決定され、支給されます。

村職員の給与や職員数の実態を広く知っていただくためにその内容についてお知らせします。

人件費の状況

経済情勢を考慮、
四役給与を5%削減

平成15年度一般会計決算及び平成16年度一般会計当初予算の給与費の状況は「表1」・「表2」のとおりです。

なお、社会経済情勢を考慮し、特別職のうち村長、助役、収入役および教育長の給与月額を平成14年1月1日からそれぞれ5%削減しています（表6参照）。

職員給与の状況

【給料】

県内で最も低い水準の職員給与

職員給与とは、「職員の給与に関する条例」により給料表が定められ支給されており、平成16年4月1日現在の状況は「表3」・「表4」のとおりです。

なお、職員の給与水準を表す指数（ラスパイレズ指数）は「88」と県内で最も低いものとなっています（表9参照）。

【諸手当】

・ 期末・勤勉手当（表2・表5参照）
民間企業のボーナスに相当する手当です。支給割合は、国・県と同じです。

・ その他の手当
このほか超過勤務手当や扶養手当などがあります。それぞれの支給要件に該当した時に支給されます。

（表1）平成15年度人件費の状況

（一般会計決算）

単位：千円

住民基本台帳人口 （H16年3.31現在）	歳出額①	人件費②	人件費率 （②／①）	（参考）14年度 の人件費
3,498人	3,387,266	589,375	17.40%	621,310

※人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含みます。

（表2）平成16年度職員給与費の状況

（一般会計から給料を支払っている職員分）

単位：千円

職員数 （A）	給与費				一人当たりの 給与費（B/A）
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計（B）	
65人	236,376	40,582	94,870	371,828	5,720

※平成16年当初予算に計上された額で退職手当は含みません。

（表3）職員の平均年齢及び平均給与月額の状況

（平成16年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給与月額
一般行政職	42歳 1月	301,800円
技能労務職	54歳 9月	270,000円

（表4）職員の初任給の状況

（平成16年4月1日現在）

区分	一般行政職		技能労務職	
	決定初任給	採用2年経過後	決定初任給	採用2年経過後
大学卒	170,700円	184,400円	—	—
高校卒	138,800円	148,500円	131,900円	140,700円

（表5）職員の期末・勤勉手当

区分	期末手当	勤勉手当
6月期	1.40月分	0.70月分
12月期	1.60月分	0.70月分
計	3.00月分	1.40月分

（表6）特別職の給料（報酬）の状況

（平成16年4月1日現在）

給料（報酬）月額					期末手当	
給 料	村 長	667,850円	報 酬	議 長	261,000円	給料（報酬）月額の1.15 倍の額に次の支給期別に 応じた率を乗じた額 6月期 1.6月分 12月期 1.7月分 3.3月分
	助 役	534,850円		副議長	211,000円	
	収入役	501,600円		議 員	190,000円	
	教育長	501,600円				

※村長、助役、収入役、教育長の月額は5%減額後で掲載。

（表7）一般行政職の級別職員数の状況

（平成16年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
代表的な 職種	主事補 技師補	主事 技師	副主査 副技査	班長 主査 技査	班長	課長	課長	参事	
職員数	5人	7人	7人	14人	9人	5人	3人	0人	50人
構成比	10.0%	14.0%	14.0%	28.0%	18.0%	10.0%	6.0%	0.0%	100.0%

※一般行政職の職員数は16年4月1日現在の職員数合計（69人）から税務職（5人）、保健師（1人）、幼稚園教諭（9人）労務職（4人）を除いたものです。

（表8）過去5年間の職員数の推移

単位：人

区 分	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度
一般行政	58	56	57	52	47
特別行政 （教育関係）	13	15	14	14	17
公営企業等職員 （上・下水道、国保・介護）	10	6	7	5	5
職員数計	81	77	78	71	69

（表9）ラスパイレズ指数

山 都 町	98.6
喜 多 方 市	98.4
高 郷 村	93.6
塩 川 町	93.5
西 会 津 町	92.7
熱塩加納村	89.2
北 塩 原 村	88.1

※喜多方地方の市町村のみ抜粋



確定申告相談の時期です

住民税・所得税の
申告期限は3月15日（火）

2月14日から3月15日までの間、役場をはじめ村内各会場で申告相談を実施しています。詳しくは、先づ区長便りにて配付したチラシ「平成17年度住民税（村・県民税）の申告について」または、村ホームページ（行政情報）をご覧ください。

国税庁ホームページで所得税の確定申告書等が作成できます。

国税庁ホームページの確定申告書作成コーナーでは、画面の指示にしたがって金額等を入力することにより、確定申告書・決算書・収支内訳書を作成することができます。このコーナーで作成した申告書等は、そのまま税務署に提出することができます（カフプリンタをご利用ください）。

■ホームページ
<http://www.nta.go.jp/h16/kaku/sei/>

消費税・地方消費税（個人事業者）の申告期限は
3月31日（木）

消費税の課税事業者該当する個人事業者の方は、平成17年3月31日（木）までに平成16年分の「消費税及び地方消費税の確定申告書」を作成して所轄の税務署に提出することと、申告期限と同じ日までにその消費税額及び地方消費税額を納付しなければなりません。

平成16年分において課税事業者となる方は、次のとおりです。

① 平成14年分の課税売上高が3千万円を超える事業者
② 平成14年分の課税売上高が3千万円以下の事業者で、平成15年3月までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者



ご注意ください！

平成17年分から消費税が変わります

消費税法の改正により、個人事業者の場合は、原則として平成17年分から適用となります。主な改正点は次のとおりです。

① 事業者免税点の引き下げ

消費税の事業者免税点が、課税売上高3,000万円から1,000万円に引き下げられました。

従って、平成17年分の基準期間である平成15年分の課税売上高が1,000万円を超えている個人事業者の方は、平成17年分において課税事業者となります。

なお、新たに課税事業者となる方は、「消費税課税事業者届出書」を提出する必要がありますので、未提出の方は所轄の税務署に速やかに提出してください。

② 簡易課税制度の適用上限の引き下げ

簡易課税制度を適用することができる基準期間における課税売上高の上限が5,000万円（改定前2億円）に引き下げられました。

従って、平成17年分の基準期間である平成15年分の課税売上高が5,000万円を超えている個人事業者の方は、平成17年分については簡易課税制度を適用することができなくなりますのでご注意ください。

この場合、課税仕入れ等に係る消費税額の控除を受けるためには、課税仕入れ等の事実を記録した帳簿及び課税仕入れ等の事実を証する請求書等の両方の保存が必要となります。

不明な点は、最寄りの税務署までお気軽にご相談ください。

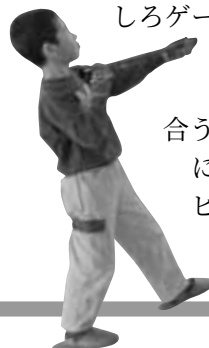


少年少女 スキー教室開催！

小中学生を対象とした第1回目のスキー教室が1月23日（日）、裏磐梯スキー場において開催されました。
小学生・保護者合わせて24人が参加し、初心者から上級者まで元氣いっぱい滑りました。
天候にも恵まれる中、指導者の丁寧な教えを受け、子どもたちは少しずつ上達しているようでした。
スキー教室は、2月、3月にそれぞれ1回ずつ開催される予定です。

チャレンジ スクール

おもしろゲーム大会



1月29日（土）、構造改善センター（北山）において、おもしろゲーム大会を行いました。20人の参加者が3班に分かれ、最近遊ぶ機会が少なくなった、かるたやトランプ、吹き矢などで点数を競い合うなど、楽しくゲームをしました。班の優勝者には、ステキな賞品がプレゼントされたほか、ビンゴゲームでは、全員が賞品を手にするなど、子どもたちはとても満足げでした。

きの小学生とスキーで交流

～海の子山の子スキーツアー～

いわき市との交流事業が1月27から28日にかけて、休暇村磐梯高原と裏磐梯猫魔スキー場において開催されました。

この交流事業には大野第一、同第二小学校5年生24人、本村小学5年生33人のほか、両市村の引率者、指導者など合わせて84人が参加。1日目は、休暇村のクロスカントリースキーコースにて歩くスキーを体験。指導者から動物の足跡や木、植物とのかかわりなどの話を聞きながらスキーを楽しみました。2日目は、裏磐梯猫魔スキー場にてアルペンスキーを体験。本村の子どもたちが、いわき市のこどもたちにスキーを教えながら交流を深める姿も見られ、終盤にはいわき市の子どもたち全員が、自分で滑れるようになっていました。子どもたちは夏と冬の交流を通して友情が芽生え、別れを惜しんでいました。



けんこう通信

乳ガン検診はお済みですか？ 検診は2月28日まで

村で行う乳ガン検診は、指定病院で行う「マンモグラフィ（レントゲン撮影）と視触診」となっています。

検診終了の期日が迫っていますので、まだ受けていない方は早めに受診してください。

1 実施期間	平成17年2月28日（月）まで
2 実施医療機関	県立喜多方病院
3 対象	40歳以上の女性 （40歳以下の方でも希望の方は受診可）
4 自己負担金	1000円（病院窓口で直接お支払いください）
5 受診方法	希望する日時を2週間前までに電話で予約 予約受付：県立喜多方病院 ☎22-2181
6 持参物	「乳ガン施設検診申込書」「問診票」
7 検診当日	1) 受付 ①午前 8時45分 または ②午前10時45分 2) 外科外来で検診を受けます
8 検診結果	当日病院でお渡しします

*乳ガン検診対象者には、通知が送付されています。通知がこない方で検診を希望される方は、保健センターにお問い合わせください。

■問い合わせ先 保健センター ☎28-3733

南東北裏磐梯診療所から のお知らせ

当医院の医師を紹介します



大原 宏夫医師
（南東北裏磐梯診療所・同松原診療所責任者）

【担当曜日】水曜日【専門】脳神経【出身地】福島市【趣味】読書、スキー【抱負】気軽にいつでも受診できる診療所にしていきたいと思います。

【大原医師の健康アドバイス】

「ノロウィルスによる健康障害が全国で多発しています。嘔吐、腹痛、下痢、発熱などの症状で、幼児や高齢者など抵抗力が弱い人が感染すると重症になる恐れがあります。

予防法は“確実な手洗い”。食事前やトイレの後は特に念入りに行ってください”

南東北裏磐梯診療所

☎32-2009

まちやねにれつ甲子園

裏中生の取り組み発表



▶右から阿部成未さん、小椋光さん、深谷校長先生※裏中学校長室にて

阪神・淡路大地震10年記念事業「子どもぼうさい甲子園」が1月8日（土）、同実行委員会主催、毎日新聞社等共催により、神戸市において開催され、裏磐梯中学校の阿部成未さん（3年）と小椋光さん（2年）の2人が深谷校長先生とともに出席、同校の取り組みを発表してきました。

阿部さんと小椋さんの2人は、明治の磐梯山の噴火からできた裏磐梯の自然を紹介した後、火山性地震の多発による学校・地域ぐるみの防災の取り組みを通して、どう自然と向き合っていかなければならないのかを発表しました。

阿部さんと小椋さんの2人は、明治の磐梯山の噴火からできた裏磐梯の自然を紹介した後、火山性地震の多発による学校・地域ぐるみの防災の取り組みを通して、どう自然と向き合っていかなければならないのかを発表しました。

やま 報

会津鉄道「AIZUマウント
エクスプレス号」が3月1
日より、会津若松駅（土休日の
一部は喜多方駅）－鬼怒川温泉駅
まで乗り換えなしの直通運転（浅草
駅まで乗り換え1回）となります。

会津鉄道 「AIZUマウントエクスプレス号」 会津若松駅⇄鬼怒川温泉駅 直通運転！

首都圏方面へのお出かけや、首都圏からの誘客に
ついて利便性が向上するものと期待されます。

■問い合わせ先

会津鉄道 ☎ 0242-28-5885

ホームページ <http://www.aizutetsudo.jp/>



◀AIZUマウントエクスプレ
ス号（左）と、鬼怒川温泉
駅－浅草駅間を運行する東
武スペース

ご存知ですか？ 災害用伝言ダイヤル

NTT東日本では、災害時
等における安否確認用電話と
して「災害用伝言ダイヤル（1
71）を運用しています。

新潟県中越大地震において
も35万件の利用があるなど、そ
の重要性が再認識されています。

災害用伝言ダイヤル（17
1）は、災害発生により電話
がかかりにくい状態になっ
たときに運用されるもので、通
常にご利用になれませんが、毎
月1日は、体験利用日として
24時間利用可能となっています。

ぜひ体験してください。

①
⑦
①

【体験利用提供日】

毎月1日（24時間利用可能）

■利用方法

- ① 171にダイヤル
- ② 利用ガイダンスに従い
伝言の録音・再生

詳しくは、左記まで

① NTT東日本のホームページ
<http://www.ntt-east.co.jp/voiceml>

② 電話「116」番

③ ハローページ（五十音別・
企業名）「災害と電話」のペ
ージをご覧ください。

むやみにアクセスしないで！

ワンクリック不当契約サイトに注意

最近、ホームページを閲覧中、あるいはメールで送信
された本文に記載されたホームページにアクセスしたと
ころ、いきなり、「入会ありがとうございます」などと、
契約成立したようなページを表示し、不当に金額を請求
するといった悪質商法（一般に「ワンクリック不当契約
サイト」といわれています）が急増しています。

予防法は…

- 分からないところから送られてきたメールに記
載されたホームページにはアクセスをしない。
- ホームページの閲覧においてもむやみなクリッ
クを避ける。

なお、例え規約などにクリック即契約成立などと明記
されていたとしても、契約意思の確認をせずに、いきなり
契約が成立することはありません。

メールなどで請求が来ても、無視するようにしてくだ
さい。

ただし、当該ホームページのそれ以上の閲覧行為は慎
むようにしましょう。利用する意思があると思われ、契
約に納得したと判断される恐れがあります。

文芸のひろば

北塩原短歌会

下川前 星 保美子

突然の悲報を我希連く
十夢の空へと面影照る

大塩 鈴木昭子

夢しいと笑顔をつくる雪ダルマ
跡は無心に雪とは様る

剣ヶ峯 斎藤トシ子

鶴と竜お前をまたこれからと
元旦祝うも涙がにじむ

北山 武藤敏子

しんしんと一時も休まず陸る雪は
木々も田畑もこころも包む

大塩 渡部豊子

用子さし色とりどりに子供等と
五粒稗校祈りつつ捧す

曾原 大森カツ子

仙台の息子の処に群生れ
喉電話のはずい声聞く

松原 伊藤喜代志

湖に近い駆走の新湯杯に
釣れる処は天狗人知る

大久保 富田供子

一人居の今日も雪かき窓わ
春を待つべく短歌を詠み居り

下川前 星 ミサ子

楓好きの亡夫の墓雪の中
カンジキの音かすかに聞く

狐鷹森 宮野玉枝

山海の銘味揃えて春が前に
夫婦で次々これうまいよ

百合俳句会

羽入幸恵

年賀状書きの夜香蘭記

初夢や睫毛にのせて床に就く
寒椿色さえずえといくさの地

山本由江

一人住居ハルバノ折りの初湯かな
春火鉢手の老い言はぬ姉妹かな

中川意子

張り替へし障子の明り窓去りぬ
千葉達子

私たちの地域は私たちの力で！ 地域づくり活動を支援します

福島県

地域づくりサポート事業

地域づくりサポート事業では、魅力ある地域社会を実現するために民間団体等が行う、地域の特性を生かした地域づくり活動を支援します。

■対象事業

地域特性を生かした広域的、先進的及び先駆的な事業で特に効果がある事業

■対象者

地域づくり団体等の民間団体

■補助率

補助対象経費の3分の2以内（限度額あり）

■申込方法

所定の用紙により、会津地方振興局に提出してください。

■募集期間

第二次募集

平成17年4月18日（月）から平成17年5月13日（金）
※事業補助の可否通知は6月下旬の予定です。

※申請書は、会津地方振興局または福島県ホームページ（下記）からダウンロードできます。

<http://www.pref.fukushima.jp/chiiki-shin/indexhtm.htm>

■問い合わせ先

福島県会津地方振興局地域づくり・商工労政グループ
☎0242・29・5292

あいづふるさと市町村圏協議会

地域づくり応援事業

地域づくり応援事業では、「会津はひとつ」の認識のもと、地域全体の連帯意識を醸成し、住民参加や民間活力により地域振興の実現に寄与する活動を支援します。

■対象事業

地域の一本化・地域の個性化・地域活性化に、特に効果があると認められる広域的な波及効果のあるソフト事業（原則として新規事業）

■対象者

地域づくり団体等の民間団体

■補助率

補助対象経費の3分の2以内（限度額100万円）

■申込方法

所定の用紙により、企画政策課地域振興班に提出してください。

■申込締切

3月11日（金）

※事業補助の可否通知は5月中旬の予定です。

※申請書は、企画政策課またはあいづふるさと市町村圏協議会ホームページ（下記）からダウンロードできます。

<http://www.aizu-furusato.com>

■問い合わせ先

企画政策課地域振興班 ☎23・3112

休日当番医

2月20日（日） 手代木医院……………☎22-0034

2月27日（日） ひらの医院……………☎22-3135

3月6日（日） 福田耳鼻咽喉科……………☎24-4187

3月13日（日） 藤井医院……………☎23-0023

第二次救急当番医

第2次救急当番医は、休日・夜間に入院治療を必要とする重症患者の救急医療体制です。

2月20日（日） 小野病院……………☎22-0414

2月27日（日） 鳴瀬病院……………☎24-3333

3月6日（日） 有隣病院……………☎24-5021

3月13日（日） 佐原病院……………☎22-5321

労使間のトラブルのご相談は 福島県労働委員会へ

1月1日から、労働組合法改正に伴い「福島県地方労働委員会」の名称が「福島県労働委員会」に変更となりました。

当委員会では、引続き、労使間の賃金未払い、退職強要、解雇、懲戒処分といった労働条件をめぐるトラブルについて、労使双方から相談を受け付けています。費用は無料です。お気軽にご相談ください。

なお、生かせる労働情報を提供するため、月2回、無料のメールマガジンを発行しています。詳しくはホームページをご覧ください。

■相談日時：毎週月曜日～金曜日

午前8時30分～午後5時15分

■連絡先：福島県労働委員会事務局

☎024-521-7594

■ホームページアドレス：

<http://www.pref.fukushima.jp/roui/>

—子どもたちの視線で
交流を続けたい。—

ぴよこぴよこ
 ぐいのおもちや
 する子どもたち

ホームページアドレス●<http://www.vill.kitashiobara.fukushima.jp> メールアドレス●info@vill.kitashiobara.fukushima.jp